

他市の規定の例

資料3-2

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	市長の責務	多摩市	第2章 基本原則	第5節 市長の役割	(市長の設置) 第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。 (市長の権限) 第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。 (市長の責務) 第14条 <u>市長は</u>、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 <u>市長は</u>、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。
2	市長の責務	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第3節 市長等 第1款 市長等	(市長の設置) 第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。 (市長等の権限、責務等) 第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。 2 <u>市長等は</u>、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。
3	市長の責務	大和市	第5章 市長		(市長の責務) 第15条 <u>市長は</u>、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。 2 <u>市長は</u>、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。 3 <u>市長は</u>、効率的な行政運営に努めなければならない。 4 <u>市長は</u>、市職員の能力向上に努めなければならない。
4	市長の責務	足立区	第1章 総則		(区長の責務) 第4条 <u>区長は</u>、区民の信託に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行するように努めなければならない。

他市の規定の例

資料3-2

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
5	市長の責務	文京区	第6章 執行機関の責務		(執行機関等の基本的事項) 第25条 <u>区長及び副区長並びに行政委員会等は、</u>協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。 (執行機関の責務) 第26条 <u>執行機関は、</u>区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。 2 <u>執行機関は、</u>常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを目指す。 (情報の共有と説明責任) 第27条 <u>執行機関は、</u>職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。 (政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画) 第28条 <u>執行機関は、</u>協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。 (区長の責務) 第29条 <u>区長は、</u>文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。 2 <u>区長は、</u>区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。 3 <u>区長は、</u>効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。
6	市長の責務	久喜市	第5章 市長等の責務		(市長の責務) 第8条 <u>市長は、</u>市の代表者として、市民の意向を適正に判断し、誠実に市政を執行する責務を有する。 (市の執行機関の責務) 第9条 <u>市の執行機関は、</u>市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、次に掲げる責務を有する。 (1) 計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。 (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。 (3) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めること。
7	市長の責務	三鷹市	第4章 執行機関		(市長の責務) 第9条 <u>市長は、</u>その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。 2 <u>市長は、</u>毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。
8	市長の責務	杉並区	第5章 区の責務		第7条 <u>区は、</u>区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。 2 <u>区は、</u>区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。 3 <u>区は、</u>様々な災害等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、危機管理の体制の強化に努めなければならない。

他市の規定の例

資料3-2

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
9	市長の責務	杉並区	第7章 執行機関		(区長の責務等) 第12条 <u>区長は</u>、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。 2 <u>区長は</u>、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。 3 <u>区長は</u>、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。
10	市長の責務	中野区	第1章 総則		(執行機関の役割及び責務) 第5条 <u>執行機関は</u>、政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を分かりやすく区民に提供するよう努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなければならない。 2 <u>執行機関は</u>、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。 3 <u>執行機関は</u>、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。 (区長の役割) 第7条 <u>区長は</u>、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。
11	市長の責務	豊島区	第6章 区長	第1節 区長の意義及び役割	(区長の設置) 第35条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。 (区民の信託と区長の権限) 第36条 区長は、区民の信託を受け、区を統轄し、これを代表する。 2 区長は、区政の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、これを執行する権限を有する。 (区長の役割) 第37条 <u>区長は</u>、自立した区政の確立を図るとともに、区民自治の発展を支えるために区民自らが学習するための機会及び場所の提供等の支援に努めなければならない。 2 <u>区長は</u>、区民の意思を反映した行政サービスを効率的かつ効果的に提供し、区民福祉の向上を図らなければならない。 3 <u>区長は</u>、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを区民及び区議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 (組織及び職員の管理) 第38条 <u>区長は</u>、区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。 2 <u>区長は</u>、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。
12	職員の責務	多摩市	第2章 基本原則	第6節 市の執行体制	(市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。 2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 <u>市の執行機関の職員は</u>、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。

他市の規定の例

資料3-2

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
13	職員の責務	川崎市	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第3節 市長等 第1款 市長等	(市長等の権限、責務等) 第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。 3 <u>職員</u>は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。
14	職員の責務	大和市	第5章 市長		(市職員の責務) 第16条 <u>市職員</u>は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。 2 <u>市職員</u>は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。
15	職員の責務	文京区	第6章 執行機関の責務		(職員の責務) 第30条 <u>職員</u>は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。
16	職員の責務	中野区	第1章 総則		(執行機関の職員の責務) 第6条 執行機関の職員は、その職責が区民の信託に由来することを自覚し、この条例の目的の実現に向けて、政策課題に適切に取り組まなければならない。
17	職員の責務	久喜市	第5章 市長等の責務		(職員の責務) 第10条 <u>職員</u>は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有する。 2 <u>職員</u>は、自らも市民の一員であることを自覚し、幅広い視点から誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有する。 【参考】 第2条第1号 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は公共の利益のために活動するものをいう。
18	職員の責務	三鷹市	第5章 市政運営		(職員及び組織) 第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。 2 <u>職員</u>は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

他市の規定の例

資料3-2

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
19	職員の責務	杉並区	第7章 執行機関		(執行機関の組織及び職員) 第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。 2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。
20	職員の責務	豊島区	第6章 区長	第2節 区の職員	(区の職員の責務) 第39条 区の職員は、自らも区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、区民の信頼の獲得及び満足度の向上に努めなければならない。 2 区の職員は、自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し、誠実かつ公正に、及び創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。 (公益通報等) 第40条 区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。 2 前項に定める是正行為に係る公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に条例で定める。